

消費生活苦情審査委員会について

1. あっせん及び調停について

- ・消費生活苦情審査委員会（以下、「委員会」という。）は、府や市町村の消費生活相談窓口に寄せられた苦情のうち、解決が困難な事例で、府民の消費生活や消費者施策に影響を及ぼすような紛争について、あっせん・調停を行う。
- ・あっせん・調停手続きは、委員会委員及び臨時委員のうちから、事件ごとに委員長が指名する委員（あっせん委員は三人以内、調停委員は三人）が行う。
- ・委員会におけるあっせん・調停の結果は、委員長から消費者保護審議会（以下「審議会」という。）に報告する。

2. 委員会の組織

消費者保護審議会に設置（消費者保護審議会規則第7条）

- ・委員：審議会会長が審議会委員から指名
（学識経験者4名、消費者代表2名、事業者代表1名）
- ・委員長：審議会会長が、委員会委員（学識経験者）から指名
- ・臨時委員：臨時委員候補者（大阪弁護士会推薦の弁護士10名）から選任

3. 実績

年度	件数	あっせん・調停状況	件名	処理期間	あっせん・調停会議開催回数
H20	2件	調停成立	金銭消費者貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る調停事案	平成20年2月29日から平成20年8月4日	4回
		調停不調	結婚式場における婚礼契約の解約に係る調停事案	平成20年11月17日から平成21年2月17日	1回
H21	1件	あっせん成立	教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争に係るあっせん事案	平成21年2月16日から平成21年8月31日	2回
H22	2件	あっせん成立	民間スクールにおける受講契約の解約に係るあっせん事案	平成21年11月10日から平成22年4月7日	3回
		あっせん成立	風呂設備リース契約の解約に係るあっせん事案	平成22年9月15日から平成22年11月5日	1回